

1927～28年におけるポユル・カナム領主の 反乱について

——ガンデンポタン政権による「近代化」とその影響——

日高 俊

序

1927～28年にかけて、チベット南東部のポユル (spo yul, ポウォ, ポメ) で領主ワンチェンドゥドゥル (dbang chen bdud 'dul, ?-1931) の反乱がおこった。この乱はガンデンポタン (dga' ldan pho brang) 政権軍⁽¹⁾により即座に鎮圧され、以降ポユルは政権側が任命した官吏により統治されることとなった。この反乱は小規模ではあったが、清朝崩壊後、ダライラマ13世 (thub bstan rgya mtsho, 1876-1933) が2度目の亡命より帰還した1913年以降において、記録の残る数少ない「チベット」内⁽²⁾での武装衝突の1つである。

この時代、ガンデンポタン政権は、チベットの「近代」化を目指す改革運動を限定的ながら行っていた。そこから Smith (1996, 218) は、この動乱をガンデンポタン政権による中央集権化政策に対する反抗と意味づけている。スミス氏の説に依るならば、この反乱はチベット「近代」化運動の地方への影響と、それへの在地勢力の反応が現れている重要なものといえるだろう。

それにもかかわらず、この事件に対する研究は多くない⁽³⁾。従って、スミス氏の主張も仮説の域を出ていないものである。そこで本稿では、これについて分析し検証する。その上で、チベット「近代化」史におけるこの反乱の位置づけを行いたい。

事件に関する史料は少ない。その理由としては、反乱そのものが小規模であったこと、ポユルがラサからも英領インドからも中国本土からも辺境の地であることなどが考えられる。そのような中で数少ない同時代史料として、1925年から英領インド・カリンボンで発行されたチベット語新聞 YSM3 巻1-2号 (6-7)⁽⁴⁾の記事がある。以下に全文和訳する。

今まで各国で平和と混乱があった、またあり続けていても、チベット〔という〕法を具える土地は平和であったが、前年 (チベット暦火兔年) 7月 (西暦1927年8月～9月) 中にチベット大ガンデンポタン政権の支配下に属するポユルの首長カナム氏がそこにおられる貴族タナン⁽⁵⁾将軍 (mda' dpon) に反乱のありさまを示して突然に殺したので、ラサから12月27日 (1928年2月) にラクシャ (rag sha) 大將軍⁽⁶⁾が兵士と共にポメ方面に調査に出た。〔将軍は〕道中で御病気になったためポユルに到着出来ず、サゲン (sa ngan)⁽⁷⁾守護の

—1927～28年におけるポユル・カナム領主の反乱について—

俗官デモン (bde mon) とカム (khams)⁽⁸⁾ 方面から僧官などがポユルに動いて小規模な戦いが起こったといわれる。現在ポユル人が降伏して以前には法に反した〔けれども、これからは〕反乱をしないという約束を受け入れたといわれる情報が聞こえてきたのでチベットは以前のように平和であるといえよう⁽⁹⁾。

このように、記事によって事件の概要をつかむことは出来るものの、伝聞のもので得られる情報は少なく、注で示すように不正確な記述も存在する。従って、現在の研究書を用いて補足及び検証をする必要がある。

研究書類のうち、中国出版のものとしては、まず *PLG* があげられる。この書は管見の限りポユルについて唯一の歴史研究の単著であり、事件について最も詳細な記述がある。

これに加えて、CHMO (1984) 所収の *BPN*, *PLD* の2報告も使用する。*BPN* にはポユルに関するチベット文公文書からの抜粋と思われる箇所があり、これらは *PLG* にも採用されている。*PLD* はカナム領主の反乱鎮圧後設けられたポトゾン (spo stod rdzong) の初代ゾンドー (rdzong sdod)⁽¹⁰⁾ を勤めた人物による報告である。このほか、中国政府によってそれぞれ1951年、61年に行われた現地調査の報告書 *PK*, *ZC* なども用いる。

亡命チベット人側が出版したチベット語書籍としては、まずチベットの戦争についての研究書 *BCM* のポユル戦争に関する章を用いる。この中には、戦いに参加した元兵士の報告も含まれている。ポユル戦役に将軍として参加したケメー・ソナムワンドゥー (khe smad bsod nams dbang 'dus, 1901-1972) の自伝である *khe smad* (1982) も使用する。

英文史料としては公文書類のほか、Bailey (1957), Kingdon-Ward (1937), Hanbury-Tracy (1938), Kaulback (1938), Taring (1970) など当地を訪れた外国人による紀行、チベット人による伝記類を用いる。

これらのうち、チベット語の史料・研究書類は同時代性に欠けるものが多いが、ポユル戦争の関係者の記述もある。性格の違いから記述が異なることも多い中国側および亡命チベット人側の史料も、この事件に関しては差がわずかであり、英語史料、漢語史料などと比較しても矛盾は少ない。これらからみてチベット語史料は、ある程度正確な歴史事実を示しているとみてよいだろう。そこで本論では、最も詳しい *PLG* を基本史料とし、ほかの史料などと著しい違いがある場合のみ、その旨特記した上で、複数の史料を比較検討して正しいと思われる記述を示すこととする。

1 ポユル地方とカナム領主の来歴

ポユルは現在中国の地理区分でチベット自治区東南部にあるニンティ (林芝) 地区⁽¹¹⁾ 波密県の領域とほぼ一致する。その呼称は、ポ地方と言う意味であり、ポウォという別称もある。伝統的にポトー (上ポ, 東部) とポメ (下ポ, 西部) に分けられる。地域全体をポメあるいはボミと称することもあり、漢語名の波密はこれから取られたものと思われる。本論では主にポユルとする⁽¹²⁾。

この地を支配していたのは在地のカナム領主⁽¹³⁾ である。領主はモンツォ (smon tsho), ラダ

—1927～28年におけるポユル・カナム領主の反乱について—

(lha gra)⁽¹⁴⁾も統治していた⁽¹⁵⁾。カナム領主については、ヤルルン（吐蕃）王朝第6代ティクムツェンポ（gri gum btsan po）が大臣ロンガム（long ngam）に殺された後、ヤルルンからコンポ地方に逃げた3人の息子の1人を祖とする説がある（BPN, 52など）。とはいえ、その系譜は不明確であり伝説の域をでない。

このカナム領主は1833年3月4日（道光十三年正月十三日）作の「博窩滋事派員查辦折」に、

〔その地は〕名をポウォといい、これまで各々がその地を耕し、各々がその民を子とし、チベットの管属に帰順していなかった⁽¹⁶⁾。

とされるように、19世紀までラサにも清朝にも属していなかったと考えられる。この地がガンデンポタン政権に属することとなった契機は、1821年のニマノルブ死後、ポユルでワンチュクラプテン（dbang phyug rab brtan）とタントー・タポ（thang stod kra po）の間で起こった後継者争いである。この争いによる混乱で、ポユルの周辺も度々略奪された。これに対し、ガンデンポタン政権と清朝が、1834年にともに軍を派遣してその解決にあたった。その結果、ポユルはガンデンポタン政権の帰属となり、毎年小規模のバター税をラサに送ることとなった。翌年にはタポによる反乱が起こったものの、1836年には鎮圧され、ワンチュクラプテンがカナム領主となっている⁽¹⁷⁾。

ガンデンポタン政権に帰属したカナム領主だが、その後も大幅な自治が認められていた。例えば、ラサへの税については毎年、わずかな穀類とバターを払うのみで、それさえも納めない時もあったとされる（BPN, 53）。この後、たびたび起こったポユル人による周辺への略奪に対しても、ガンデンポタン政権側、清朝側とともに消極的な干渉しか行わなかった。

状況に変化が起こったのは、清朝最後の近代化改革である清末新政のなかで、チベットへの統治強化を目指した政策が、20世紀初頭から段階的に始められてからである。この策は僧侶制限案など仏教を軽視したものであり、それに反発するかたちでカム東部（東チベット、現在の四川省西部）などを中心に現地人・僧院などの反乱が続発した。これに対し、清朝側は四川軍（川軍）を派遣して反乱を鎮圧するという強硬策を持って臨み、その過程で、多くの寺院が破壊され、現地民が殺害されることともなった。

この後、1910年には川軍部隊がラサ入りし、ダライラマ13世は1913年まで英領インドに亡命した。この清朝支配に対し、早くから抵抗運動を開始したのがカナム領主であった。

カナム領主の抵抗について、清朝側档案史料では彼が1910年に、周辺で掠奪行為を働いたとする（TS, 62）。一方、BCM（65-66）では、穀物類と皮革類の徴収などで清朝側がポユルを抑圧したことを原因としている。徴収は清朝の「近代国家」に向けての統治強化策のなかで起こったものと考えられる。従って、この乱は、「近代化」に付随する「中央集権化」に対する在地勢力の抵抗であったとも位置付けられよう。

反乱に対し、ラサ及び四川から清朝軍が派遣された。漢文档案史料では1911年7月（宣統三年六月）ごろまでにポユルが制圧されたとされている。カナム領主ペマ（pad ma）が逃走し、ロユル（klo yul）⁽¹⁸⁾で現地人に殺されていることから、鎮圧は成功していたと見てよい⁽¹⁹⁾。

—1927～28年におけるポユル・カナム領主の反乱について—

PK (282) などでは、在地の首長の多くが命を保障するという約束のもと降伏したが、その後処刑されたとされる。

清朝側は反乱鎮圧に成功した。しかし、辛亥革命が勃発し清朝が崩壊すると、ポユル遠征軍内にも反乱が起こることとなった。その反乱のなか遠征軍指揮官羅長琦が殺害され、統率を失った軍はラサへと遁走した。これにより、清朝のポユル支配は短期間で失われたといえる。その後、ラサでもチベット側と旧清朝軍の戦争が始まり、チベット側が勝利、1912年12月にはラサから清朝軍の残党全員が追放された。

清朝の追放後、ポユルは早期に自治を回復した。ベイリーが1913年にこの地を訪れた際「ポバの女王たち (Poba queens)」に手紙を送っていることからそれは明らかである (Bailey 1957, 70 など)。その後、正式なカナム領主にはペマの娘婿ワンチェンドゥウルが就いた (PLG, 26-27)。

この際、ラサへの納税も再開された。これについては、ドメー (カム) 総督 (mdo smad spyi khyab)⁽²⁰⁾ チャンパテンタル (byams pa bstan dar, 1893-1922) にポユルから使者が送られ、以前の税の継続に加え、兵糧確保のため政権から派遣される官吏への協力を彼らが承諾したことが BCM (66) に見える。

2 反乱の原因

清朝による「中央集権化」策は失敗に終わった。しかし、川軍追放後、ガンデンポタン政権側も比較的早くから、各地で土地直轄化＝「中央集権化」を開始していた。その中でもポユルは、断続的に続くカム方面でのガンデンポタン政権と中国系諸軍閥との領域争いのなかで、政権側からカムへの行路、補給地として重要視された。

それらの理由から開始されたポユルへの「中央集権化」であるが、それは当初消極的なものであった。ガンデンポタン政権の中心人物ツァロン・ダサンダドゥル (tsha rong zla bzang dgra 'dul, 1886-1959) は1922年ごろにポユルが地形峻険であることなどで攻略しがたいとして、平和的にこの問題を解決しようとした。彼はまず、実妹ツェリンドルマ (tshe ring sgrol ma) をカナム領主に嫁がせている⁽²¹⁾。続いてツァロンは1924年ごろにカナム領主に、

領主氏と妹がた2人はポウォにおられることが必要あるか否か。私が思うにあなたがた2人はラサに來られることこそ最良である。最良の政府から位が与えられるのみならず、相應しい領地としてのゾン、莊園も与えられる⁽²²⁾。

という手紙を送った。これは私的な関係を利用して、カナム領主のポユルからの切り離しを図ったものといえるだろう。

ただし、これらはツァロンの私的試み以上のものではなかった。同1924年、カナム領主夫妻がラサを訪れた。ガンデンポタン政権側は彼らを歓迎し、イギリス製の銃を与えるなどしている。しかし、カナム領主が以前のようにポユル地方の首長となって徴税・司法を行うことと、税の一部を毎年ガンデンポタン政権に送ることについては簡単な論議しかされなかった。Taring

—1927～28年におけるポユル・カナム領主の反乱について—

(1970, 48) は、ガンデンポタン政権がカナム領主をいつでも制圧出来る小物と軽視し、ツァロンの懐柔策にも協力しなかったことにより、この問題が後まで尾を引くこととなったとしている。

両者の対立は間もなく表面化した。第2代ドメー総督ティムン (khri smon nor bu dbang rgyal, 1874-1954?) は、ルツァ・ケンチュン・ゴンポソナム (ru tsha mkhan chung mgon po bsod nams) をポユルに派遣した。また、メントーパ (sman stod pa rdo rje nam rgyal, ?-1931) が第3代ドメー総督になると、護衛部隊なども拡張された (BCN, 66)。加えてルツァは約3年のあいだ、ポユル及びモンツォ (smon tsho), ラダ (lha gra) 地方の地勢、人口、産物などの調査、登記を行った。

このルツァの赴任と調査が、反乱の原因となった。PLG (30-31), BPN (54) には、ルツァの開始した調査を、カナム領主が自身の力を奪うものと理解したため、領主がルツァを殺害しようとしたとされ、BCN (66) にも無理に兵士などを設置したことが戦闘に繋がったとされている。

では何故、この時期になって調査が開始されたのであろうか。1924年にラサを訪問したベイリーの1924年10月28日報告 (IOR, L/P&S/10/1113) には、軍事改革のためにガンデンポタン政権が深刻な資金不足に陥っていたことが記されている。これに対し、ベイリーは徴税制度を改革して、税収を上げることを対策として提案したとする。ポユルへの調査がそのような状況の中で開始されたものである可能性は高いといえよう。

さて、カナム領主によって立てられた暗殺計画であるが、ポユル内部から密告がなされたことで、ルツァのもとに知らされることとなった。彼は自らの駐屯地であるチュムド (chu mdo) 寺に軍旗を立てて、軍がいることを装い、現地の服装を着て逃げるという策略によってチャムドへの逃走に成功した。

この事件直後、ツァロンはカナム領主にラサに来るように手紙を送り、カナム領主は妻とともにポユルのタンメー (thang smad) まで進んだ。しかし、そこでイオン (yid 'ong) ゾンの使者などに慰留されたことで、結局はその妻ツェリンドルマのみがラサへと帰ることとなった。これにより、ポユルとガンデンポタン政権両者の衝突は不可避となったといえる。

3 反乱の勃発とその経緯

逃走に成功したルツァの報告を受けたドメー総督は、ラサへの報告後ジャ (ja, 第7) 部隊將軍タナクを500名の兵士とともにその収拾に向かわせた。タナクは、ダシン (mda' zhing) に兵営を開き、そこでポユル地方の農地、人口の調査継続に加えて、種1カル (khal)⁽²³⁾分ごとにトクプー (thog phud)⁽²⁴⁾として穀物1デ (bre)⁽²⁵⁾をカナム領主経由でガンデンポタン政権に納めさせるという方針を決定した。

その上でタナクはカナム領主などを召喚して宴会を開き誓約を結んだ。加えて、領主の大臣イオン・ノルブドンドゥブ (yid 'ong nor bu don grub) を自身の書記とすることなども取り決めた。しかし、和解は表面的なものに過ぎなかった。

宴会終了後、ショーワに戻ったカナム領主のもとにタナク將軍から、

—1927～28年におけるポユル・カナム領主の反乱について—

ここに寺院と地域の有力者たちを召集したと合わせて土地の調査を始めるので領主本人が来られることに合わせて貴方たちに多種多様な升と秤があるのを統一しなければならないので〔升と秤を〕一緒に持ってくる上で領主自身が〔決定された〕日に調査地に確かに来て欲しいと申し上げる⁽²⁶⁾。

という手紙が送られた。ここで示されるのは土地調査と度量衡の統一についてであり、税制改革の一環としてなされた要求といえる。この要求に対し、カナム領主は書簡を届けた使者と護衛兵4人を殺害、西暦1927(チベット暦火兔)年9月⁽²⁷⁾、タナク將軍に急襲を仕掛けた。その際、ルツァケンチュンの配下の役人数人も殺されている。

タナク將軍はダシンにおいて2日間抗戦を行った。彼らは奮戦したものの、先頭に立っていた將軍が2日目に射殺されると、軍は統率を失ってカンユル(khang yul)と、リウオチェ(ri bo che)に逃走した。この戦闘による双方の被害は史料により一定していないが、ここではBCM(66)及びBPN(57)で示される、死傷者ポユル軍200名、ジャ連隊90名という数字をあげておく。

タナク將軍の戦死を受けて、ガンデンポタン政権側はドメー総督メントーパの計画のもと、南北から軍を派遣してポユルに包囲戦をかけることとなった。この軍隊の具体的内容について各史料を比較・検証したうえで述べるならば、まずショパド(sho pa mdo)・タク(stag)・ロ(lho)3ゾンなどから地方軍1000人を召集してケンチュンダワ(mkhan chung zla ba)の配下とし、キュントル峠(khyung gtor la)経由で北方面からチュムドに進軍させた。將軍ドカルワ(ラクシャ)配下のニャ(nya, 第8)部隊500名がガンリンマ(sgang ring ma)経由で送られる一方、ティンリー(ding ri)軍ガ(ga, 第3)部隊500人は百人隊長アウ(a'u)氏などの指揮のもとポトー・ダウン峠(dung la)経由でユリ(g-yu ri)方面へと進んだ。將軍タナクを失ったジャ部隊には新任の將軍ツォゴ(mtsho sgo bsod nams dbang 'dus, 1891-1939?)が配され、ゴツェ峠(sgo brtsegs la)経由でチューゾン(chos rdzong)方面に派遣された。南西方面からは將軍ケメー配下のダシ(grwa bzhi)軍500名がコンポ・ルナン(klu nang)経由でタンメーに入った(BCM, 66, BPN, 57, PLG, 35-36)。

戦闘でガンデンポタン政権が動員した兵士は、ガ部隊、ニャ部隊、ダシ部隊のそれぞれ500人に加え、地方兵1000人とジャ部隊の残存兵力を合わせた3000名弱ほどであった。これは人口の少ないチベットではかなりの大部隊といえ、政権側の比較的高い動員力・統率力がみてとれる。

一方、ポユル側は兵の召集すらままたまならなかった。カナム領主の大臣でもあったイオンゾンの長ドンドゥブは、紛争の解決交渉のためにラサに行ったまま帰ってきておらず、指導者不在のイオンゾンは戦争参加を見送った。チューゾンなども、自分たちはガンデンポタン政権に所属しているとして、戦闘に干渉しなかった。

結果として、カナム領主側はまともな抵抗も出来なかった。チュムド・ユリ寺付近でティンリー軍とユリ寺の僧俗のあいだで戦闘が行われ、ティンリー軍83名とポユル側40人が死傷したものの、それ以外に戦いはなかった⁽²⁸⁾。その他の部隊はほぼ無抵抗でショーワに入っている。

敗北をうけてカナム領主はロユルへと逃走した。ケメーが精鋭100人を率いて、彼の追跡に

あつたものの、領主はインド、アッサムへの逃走に成功した(khe smad 1982, 12)。彼は、アッサムにおいて英国の保護を受けて生活し、3年後の1931年にロユルに引き揚げたのち、暴飲暴食の果て病死したとされる。

4 反乱の結果

戦いはガンデンポタン政権の圧勝に終わった。政権側は、カナム領主こそ逃したものの、その配下の首長たちを捕らえた。彼らは処刑されなかったが、ラサへと連行された。

ワンチェンドゥドゥルには娘がいたが、カナム領主の位はガンデンポタン政権によって廃止され、彼女やその一族に継承されることはなかった。Kaulback (1938, 133) には、彼女が土地の支給と一定の待遇を受けてポユルで生活していたものの、人質のような状態にあったとされている。

戦後、ドメー総督メントーパ自身がポユル地方を訪れ、兵士たちを労った。直後、将軍ツォゴと、僧官ラムパ (ram pa thub bstan kun mkhyen) 2人の手で地勢調査が再開された。護衛にはジャ部隊500人があたり、その他の部隊はポユルから撤退した(BCM, 68, BPN, 58)。早期に調査が開始されたことからみても、ガンデンポタン政権側がポユルにおける徴税法の切り替えを急務としていたことが見て取れる。

政権は同時にポユルの再区分を行い、ポトゾンと、チューゾン、イオンゾンの3ゾンを設けた。これら3ゾンはチャムド統轄とされ、その長ゾンはガンデンポタン政権から直接に任命され、それまでの在地領主はゾンポンの下に置かれることとなった。これらゾンポンは3年の任期制であり、民衆の要請があった場合に任期延長が認められた。これにより、政権側がポユルを直接支配する体制が整ったといえる。調査終了後には、ポユル長官の職も新設され、それにはチューゾンの元財務官シェーダ (bshad sgra) が任命された。

このうちポユル長官は、ポユルの僧俗からの要請を受けて1932年に廃止された。そののち、ガンデンポタン政権側は、ゾンドーのみにポユルを統治させることに定め、守護隊もジャ部隊50人のみとした。1951年直前の段階において、チュムドゾンにはチャムドから派遣されたゾンポングが、チューゾンとイオンゾンにはその代行が赴任していたことがPK (288-289) に記されている。この体制は中国軍進駐まで継続していたといえる。

調査後、決定された税制について述べる。ポユルの3ゾンと、モンツォなどの地税としては、トクプーとして種1カル分の土地ごとに穀物3デと、ディと、ラニャク (ra nyag)⁽²⁹⁾としてゾモ類⁽³⁰⁾ごとにバター2ニャク (nyag), ギャブドー (rgyab dod)⁽³¹⁾として雌牛ごとに1ショ (zho)⁽³²⁾などをチャムドの兵糧局に納めることが定められた。モンツォについては上述の税に加えて、穀物570カルほども合わせて払うこととされた。ロダ地方では人ごとに毎年1タムカ (Tam dkar) をセラ寺チュ (byes) 学堂の代理と、チュムド寺の代理2人を經由してラチャク (bla phyag) 局⁽³³⁾に入れることが決定された。このようにして、ガンデンポタン政権の目的であったポユルの徴税システム直轄化が実現したといえよう。

ただし、ポユルの各寺院の寺領に対する特権はある程度維持されていた。先例に即して、トクプーは種1カル分の土地それぞれで1から2デ分の穀物を払えばよいとされていたのである。

—1927～28年におけるポユル・カナム領主の反乱について—

一方、ラニャクとギャブドーはほかと同じように払うこととされた。

結論

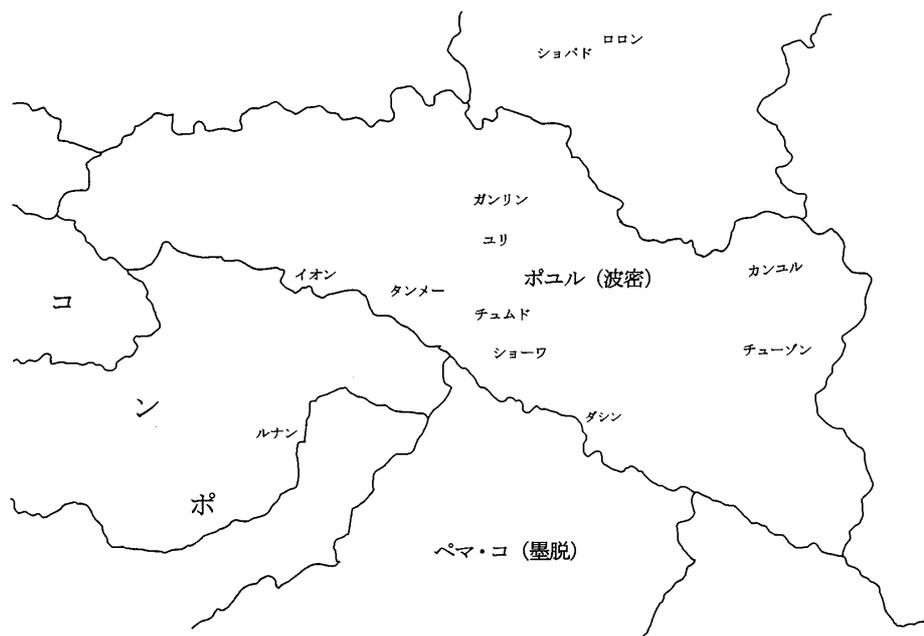
反乱の原因は、大幅な自治権を持っていたカナム領主に対し、軍事力強化のために深刻な財政難に陥っていたガンデンポタン政権が税収確保のための土地調査などを行ったことにあった。ここから、反乱をガンデンポタン政権の「中央集権化」への在地勢力の抵抗とするスミス氏の説も妥当とみてよいだろう。

その一方、この反乱を即座に鎮圧したのは強化された軍事力であった。制圧後、ガンデンポタン政権は任命制の官吏を配置、税制も整備して、在地勢力の権限を大きく制限した。ここからガンデンポタン政権の統治強化策は、一定の成果を挙げていたといえる。

換言すればこれは、「領域」を守るための軍事改革に必要な資金を、税制改革を中心とした「中央集権化」によって確保する。それに対して起きた在地勢力の反発は強化された「政府軍」によって抑止し、更なる領域の直轄化をすすめるという世界各地の近代化に共通する構造がチベットでも見て取れるということである。

さて、ここで疑問点として残るのが、ガンデンポタン政権が確かに「中央集権化」を進めていたにもかかわらず、それに対する地方勢力の反乱についてのまとまった記述がポユル以外にみられず⁽³⁴⁾、その乱も小規模なまま終結しているということである。これは同じく「中央集権化」を目指した清朝の改革が、ポユルのみならずチベット各地での反乱を引き起こしたのと対照的である。これについては、双方の仏教への態度の違いがその差を生んだのではないかと思われる。清朝の改革とそれへのチベット側の反応をみることで、これを分析することを今後の課題とする。

地図



西藏自治区測繪局『西藏自治区地図冊』中国地図出版社、1996年、p. 163をもとに著者作成

参考文献・略号表

チベット文

- BCM* dwang slob mda' zur, spyi 'thus rgyal rtse nam rgyal dbang 'dus, *bod rgyal khab kyi chab srid dang 'brel ba'i dmag don lo rgyus (deb phreng gnyis pa)*, bod dmag rnying pa'i skyid sdug, 2003.
- BPN* byams pa ye shes, "bod sa gnas srid gzhung dang spo bo ka gnam sde pa gnyis nang 'khrug byung ba'i skor" In CHMO 1984.
- PLD* lha'u rta ra thub bstan dar, "spo bo'i lo rgyus mdor bsdus" In CHMO 1984.
- PLG* spo bo rdzong lo rgyus rgyu cha legs sgrig tsho chung gis bsgrigs, *spo bo'i lo rgyus*, bod ljongs mi dmang dpe skrun khang, 1988.
- YSM* *yul phyogs so so'i gsar 'gyur me long*.
- CHMO (西藏自治区政協文史資料研究委員会)
- 1984 *bod kyi rig gnas lo rgyus dpyad gzhi'i rgyu cha bdams bsgrigs*, 'don thengs gsum pa, 西藏人民出版社。
khe smad, bsod nams dbang 'dus (1901-1972).
- 1982 *rgyal khams nyul ba'i lo rgyus don bsdus sogs rgas po'i 'bel gtam sde tshan lnga ldan dge*, Library of Tibetan Works and Archives.

中国文

- ZC* 西藏社会歴史調査資料叢刊編輯組編『藏族社会歴史調査(四)』西藏人民出版社, 1990。
- TS* 西藏社会科学院西藏学漢文文献編輯室編『西藏地方志資料集成第二集』中国藏学出版社, 1997。
- PK* 王輔仁, 林耀華「波密簡述」, 朱麗主編『王輔仁與藏学研究』中央民族大学出版社, 2006 所収(初版:『中国民族問題研究集刊』第2輯, 中央民族学院研究部編印, 1955.11)。

嘉措頓珠

- 1985 「波密噶朗第巴由来及其盛衰史瑣議」『西藏研究』1985年4号, pp.90-93。
- 西藏自治区政協文史資料研究委員会
- 1984 『西藏文史資料選輯第三輯』内部発行。

楊一真

- 2004 「波密史料礼記」『西藏研究』2004年3号, pp.51-60。

欧文

- IOR* *Indian Office Records*
- Bailey, F.M.
- 1957 *No passport to Tibet*, Hart-Davis.
- Carrasco, Pedro
- 1959 *Land and Polity in Tibet*, University of Washington Press.
- Hanbury-Tracy, John
- 1938 *Black River of Tibet*, Frederick Muller.
- Kaulback, Ronald
- 1938 *Salween*, Hodder and Stoughton.
- Kingdon-Ward, F.
- 1926 *The Riddle of the Tsangpo Gorges*, Edward Arnold & Co. (和訳:金子民雄訳『ツアンポー峡谷の謎』岩波文庫, 2000)
- Lazcano, Santiago, Rita Granda (Tr.)
- 2005 "Ethnohistoric Notes on the Ancient Tibetan Kingdom of sPo bo and its Influence on The Eastern

—1927～28年におけるポユル・カナム領主の反乱について—

Himalayas”, *Revue d’Etudes Tibétaines* 7, UMR 8047 (Tibet), pp. 41–63.

Petech, Luciano

1973 *Aristocracy and Government in Tibet 1728–1959*, Istituto Italiano per il Medio ed Estremo Oriente.

Sangyay, Thupten, Tsepeg Rigzin (Tr.)

1986 “Glossary of the “Government Monastic and Private Taxation in Tibet””, *The Tibet Journal* 6-1, pp.41–47.

Schwieger, Peter

2002 “A Preliminary Historical Outline of the Royal Dynasty of sPo-bo”, In *Tractata Tibetica et Mongolica*, (eds.) K. Kollmar-Paulenz y C. Peter, Harrassowitz Verlag, pp. 215–229.

Smith Jr, Warren W.

2009 *Tibetan Nation: A History of Tibetan Nationalism and Sino-Tibetan Relations*, Rupa.

Taring, Rinchen Dolma

1970 *Daughter of Tibet*, J. Murray.

注

- (1) ダライラマ5世時代に成立したダライラマを中心とする政権。ダライラマ政庁などと呼ばれ、現代中国では西藏地方政府ともされる。本論では伝統的呼称に従いガンデンポタン政権とする。
- (2) ここにおける「チベット」は、雍正のチベット分割の際にダライラマの所属とされた地域とする。これは現在の「西藏自治区」にほぼ相当する。チベットがどの範囲を指すのかは、政治的問題となっており規定困難である。また、本論で述べる通りポユル自体1928年まで高い自治を維持しており、ガンデンポタン政権の完全統治下といい切れない部分もある。そのため本稿では「」付きの「チベット」とした。
- (3) この戦争については、ポユルに関する通史的研究のなかに記述がある。英語のものとしては、Schwieger (2004) 及び Lazcano (2005) がある。両者ともに英語史料は多く用いられているものの、前者はPLGをチベット語史料として比較的無批判に使用しており、後者もチベット語史料を用いず、前者をその代用としているため、PLGの記述に関し漢語史料などによる検証がなされていない部分がある。漢語のものとしては嘉措頓珠 (1985)、楊 (2004) などがある。このほか、チベット語のもの、史料的性格の強いものについては別記する。
- (4) 本新聞は月刊、1925年から1963年までキンノウル生まれのタルチン (Tharchin, 1890–1976) によって刊行された。この号は西暦1928年4月21日 (チベット暦土竜年3月1日、但し土竜年の記載はなし) 発行。同年5月20日 (4月1日) の日付もあり、この号は2ヵ月分まとめて出されたと考えられる。原本はダラムサラのLibrary of Tibetan Works and Archivesの所蔵である。なお、コロンビア大学のサイト (<http://www.columbia.edu/indiv/eastasian/tibetan/tharchin.html>, 2011年7月11日アクセス) において本新聞の紹介と、デジタルファイルの公開がなされている (ただし、今回用いた号は収録されていない)。
- (5) 文中ではタナン (rta nang) と表記されるが、発音の類似および役職、行動の一致からタクナ (stagna) とみて間違いない。
- (6) ラクシャは家名、ドカル家ともされる。本名はテンジンナムギャル (bstan 'dzin rnam rgyal, 1886–1935) である (Petech 1973, 77–78)。なお、ここで彼は健康面での問題のため戦闘に出なかったとされるが、これは、ダシ部隊の将軍が、前任者の健康不安のためケメーに代えられたこと (khe smad 1982, 11) と誤解したものと考えられる。
- (7) 現在のチベット自治区ゴンジョ県の一地方。
- (8) カムはチベットの伝統的地理区分の1つ。現在の地理区分におけるチベット自治区東部から四川省西部を中心とした地域。
- (9) da bar yul so sor dus bde dang bde min byung dang 'byung mus kyang bod chos ldan zhing khams su dus

—1927～28年におけるポユル・カナム領主の反乱について—

bde'ang snga lo zla 7 nang bod dga' ldan pho brang chen po'i mnga' 'og su gtogs pa spo yul sde pa ka nam pa nas der bzhugs sku drag rta nang mda' dpon la ngo lo gi tshul bstan te glo bur du bkrongs 'dug par brten rgyal khab nas zla bcu gnyis pa'i tshes nyi shu bdun nyin rag sha mda' dpon chen po dmag mi dang bcas spo phyogs zhib rtogs su thon song ba/ phebs lam du sku bde min spo yul du 'byor thub min sa ngan sa bsrung grung 'khor bde mon dang khams phyogs nas rtsi drung zhig bcas spo yul du bskyod cing thabs rdzing phran bu byung skad/ deng skabs spo pa nas mgo gur byas te sngon chad khirms 'gal ngo log mi byed pa'i dam bca' spang len bya rgyu yin brjod skad kyi gnas tshul thos pas bod sngar rgyun dus bde yin 'dug pa zhu//

- (10) ゾンは行政区、地方区分名。ゾンドーはゾン駐在官の意味で、ゾンボン (rdzong dpon, ゾン長官) あるいはその代理のことを指す。
- (11) ニンティ地区はチベットの伝統的地理区分におけるコンポ (kong po) を中心とした地域。
- (12) ポユルおよび周辺の地名に関しては本文末の地図参照。
- (13) カナムはポユル地方の古都、ショーワという別名もある (正確には、カナムはショーワからわずかに離れた場所にある)。本論ではショーワを用いる。カナム領主の称号は多くデパ (sde pa) とされ、これは「領主」、「首長」などと訳されるが、「王」(rgyal po) と称されることもある。本稿ではカナム領主の称号を「領主」とする。
- (14) モンツォ、ラダは現在のペマ・コ (墨脱) の一部にあたる。ペマ・コはポユルの南、インドとの国境地帯にある広大な未開発地。
- (15) その統治は各地方のデパを領主が統轄する「封建的」なものであったと考えられる。これについては、Carrasco (1959, 137-138) 参照。
- (16) 名曰博窩, 向來各耕其地, 各子其民, 不歸唐古忒管屬 (TS, 84)
- (17) 事件については ZC (132) にまとめられているほか、「道光十三年至光緒二十六年間波密事件奏牘二十二件」(TS, 84-102) 中に档案史料がある。PLG にも記述があるが、漢文史料の記載とは大きく異なっている。
- (18) ロユルはポユルより南部に位置する、インドと中国間の国境未確定地域。
- (19) 劉贊廷著「波密日記」(TS, 34-42), 及び「波密事件奏議公牘」(TS, 62-76) など参考。
- (20) ドメー総督はカム地方の統括を目的として 1913 年ごろに設置された役職。1918 年にガンデンポタン政権軍が中国系軍閥からチャムドを奪還して以降は、その地を駐屯地とした。
- (21) このことについては 1923～24 年にポユルを探検したキングドンワードが記述を残している (Kingdon-Ward 1926, 146)。また、ツァロン家の一員タリンの Taring (1970, 48) などに嫁入りの顛末が記されている。
- (22) sde pa lags dang gcung mo rnam gnyis spo bor bzhugs rgyur dgos pa 'dug gam mi 'dug/ nga'i bsam par khyed rnam gnyis lha sar phebs na yag shos red/ gzhung sa mchog nas go gnas gngang rgyu ma zad/ thab rten rdzong gzhis 'os 'tsham zhig kyang gngang gi red (BPN, 54)
- (23) 質量の単位, 1 カル = 約 13.6 キロ。
- (24) トクプーは土地の収入とは無関係になされる穀類税, あるいは私的な地所管理者あるいは臣民から僧院及び地域の首長へと納められる総収入から取られる税 (Sangyay 1986, 45)。ここでは前者を指すか。
- (25) 質量単位, 1 カル = 20 デなので約 680 グラム。
- (26) 'di gar dgon yul gyi gtso drag rnams bskongs 'gug dang 'brel sa zhib byed sgo('go) tshugs pa yin pas sde pa ngo phebs dang 'brel khyed tshor 'bo rgya 'dra min sna tshogs shig yod pa rnams gcig gyur gyi gtan 'beb bzo dgos stabs mnyam 'khyer thog sde pa ngo ma dus tshes su zhib sar nges phebs yod pa zhu (BPN, 55)
- (27) タナク殺害事件の発生年については諸説あるが、同時代性の高い YSM のほか, PLG, BCM なども 1927 年としており, 1927 年で間違いのないと思われる。
- (28) PLG (36) のみはこの際, ダシンにおいても 2 日間ほど戦闘があったとするが, 將軍タナクとカナム氏との戦闘と, 交戦場所及び期間が一致しており, それと混同している可能性が高い。

—1927～28年におけるポユル・カナム領主の反乱について—

- (29) 動物の角1つごとにバター1ニャクを支払う税。ニャクは重量単位で約120グラム。
- (30) ディは雌ヤク、ゾモはヤクと牛の混血種の雌。
- (31) ギャプドーとは、負担を金銭で肩代わりすること。
- (32) ショおよび以下にでるタムカはチベットの通貨単位。
- (33) ラチャクは肉、バター、金銭による税金収入を様々な政権組織に分配する機関。モンラム祭の時の寄付を各所に分配する任も負う (Sangyay 1986, 44)。
- (34) このような直轄化の事例としては、パンチェンラマ6(9)世 (blo bzang thub bstan chos kyi nyi ma, 1883–1937) の1923年中国亡命後における、その所領のガンデンポタン政権による「没収」などがあげられる。なお、ポユルなど東チベットはもともと反乱が多い地域であるが、13世帰還後、その死没まで、ガンデンポタン政権に対しての乱は少ない。清末の川軍占領で、在地勢力の多くが損害を受けていたことがその背景にあったのかもしれない。

謝 辞

本論文の作成においては、ツルティムケサン先生、荒牧典俊先生、Monica Bethe先生、福田洋一先生、三宅伸一郎先生、手塚利彰先生ほかの御教示を受けた。また、YSMを始めとする史料の収集には、松下幸之助記念財団の御助成があった。ここに記して謝す。